

B.1 一般事項

- B.1.1 DQS の認定範囲内で認証され、認定機関のロゴ付の登録証が発行されているお客様は以下の各認定機関の条件のもと、認定機関マークを使用することができます。
- B.1.2 認定機関マークは、通信文書、広告および宣伝物にのみ使用され、UL Registered Firm マークとの関連においてのみ使用されるものとします。
- B.1.3 認定機関マークは、下記とともに使用されるものとします。
- a) UL Registered Firm マーク
 - b) 登録企業名
 - c) 認証登録番号
 - d) 該当の MS 規格

B.2 ANAB 認定マークの使用要求事項

- B.2.1 登録証に ANAB マークをもつお客様のみ、下記に例示されるマークを使う権利があります。
- B.2.2 DQS 登録企業は ANAB に不名誉をもたらす結果になる内容で ANAB 登録マークを使用してはいけません。また、DQS 登録企業は、ANAB が不正確、誤解を招く、許可できないと見なした ANAB 認定登録に関するいかなる言及もしてはいけません。
- B.2.3 登録企業は企業の文房具や印刷物に、UL Registered Firm マーク及び DQS マークと共に ANAB 登録マークを使用することができます。また、これらのプログラム要求事項の条件と DQS のマーク使用条件に則った宣伝用品にのみ使用できます。登録企業は ANAB マークを UL Registered Firm マーク及び DQS マークと独立して記載してはいけません。
- B.2.4 ANAB 登録マークは次のように作成されなくてはなりません。
- a. 白または薄い背景色の上に、黒または青 (PMS286 もしくは同等色) と赤 (PMS485 もしくは同等色) を使用する。
 - b. マークの全ての特徴が明確に識別できるサイズ
 - c. 寸法バランスが崩れないようにする。
- B.2.5 ANAB 登録マークを使用する際は、UL Registered Firm マーク及び DQS マークより大きな寸法にならないこととします。
- B.2.6 ANAB の認定ロゴマークは、製品などに使用したり、審査登録機関や ANAB が登録証を発行している組織の製品やプロセス、またはサービスなどを認定しているかのように捉えられる方法及び、誤解を招くような状態で使用する事はできません。輸送する際の包装などにこのロゴマークを入れる場合は、「この中の製品はマネジメントシステムの〇〇規格に適合している〇〇という施設において製造された製品

である。」という旨の、明確な記述を入れなければなりません。

B.2.7 登録の取消し時または **DQS** 登録証から **ANAB** 認定を取り消すときは、企業はレターヘッドを含む全ての宣伝資料のマーク使用を中止しなくてはなりません。そして **DQS** または **ANAB** から要求された全ての登録書類を返却しなくてはなりません。

B.2.8 認証機関は、書類の全てまたは一部が **ANAB** に認定されている認証機関の認証活動に関連しない限り、いかなる書類にも **ANAB** 登録マークを使用することはできません。これは、前もって印刷されたレターヘッドのある用紙に認証機関が認定マークを入れるのを妨げるものではありません。

ANAB マーク:



ANAB マークを使用する場合は、下記のように **UL Registered Firm** マーク及び **DQS** マークと共に表示されるものとします。



B.3 JAB 認定シンボルの使用に関する要求事項

B.3.1 登録証に **JAB** シンボルをもつお客様のみ、下記に例示されるシンボルを使う権利があります。

B.3.2 シンボル部の基本色は、青色(印刷物上はマンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキ **KK DIC 579**、**PANTONE 300C** 又はその近似色、ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードを **RGB** 値へ変換した近似色)とします。

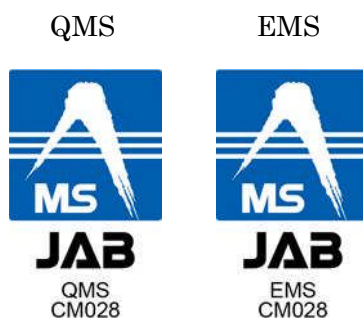
サブカラーとして、黒色、灰色、金色、銀色の表示を認めます。尚、認定シンボルは、地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければなりません。

ロゴ部、認定プログラム名称部及び認定番号は黒とします。

B.3.3 認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後のマーク部、ロゴ部を下記と同一比にしなければなりません。また、区分名称部(ゴシック体とする)は、必ず表示することとし、縮小することにより、明瞭な表示が出来ないようにしてはなりません。

- B.3.4 登録企業は、認定シンボルを使用する際には、JAB が DQS に付与した認定番号（CM028）と共に表示しなければなりません。
- B.3.5 JAB シンボルは説明書や販売促進資料にのみ、登録証の範囲以内の商品やサービスに関して使用できます。名刺への使用は、登録範囲内の活動を行う人に関してのみ認められます。
- B.3.6 認定シンボルは、製品に対しては使用してはなりません。また、供給者及び事業者の製品が認証されているのとの誤解を生じさせるような方法で使用してはなりません。
- B.3.7 認定シンボルを認定対象機関のマーク又は供給者ないし事業者のマーク（以下、登録マーク等という）と共に使用する場合、登録マーク等は、認定シンボルとは明らかに異なるよう識別できるものでなければなりません。また、認定シンボルの意味ができるだけ明確になっていなければなりません。例えば、認定シンボルの位置や大きさと登録マーク等の位置や大きさとの関係等を配慮しなければなりません。
- B.3.8 認定シンボルは、有効期間内においてのみ使用することができます。登録の終了時にはいかなる理由であれ、企業は直ちに JAB シンボルのすべての使用を中止しなければいけません。
- B.3.9 登録企業は、DQS が許容できない、そして DQS の意見として誤解を与えるような JAB シンボルの使用を中止すること、そして登録企業がシンボルを使用する権利に関して述べることを中止することに同意します。
- B.3.10 認定機関が本規定に違反した場合、DQS は、是正処置、認定シンボルの使用禁止、登録の取消し、違反の公表又は法的処置等の適切な処置を講じます。
- B.3.11 登録企業は認定範囲が縮小された場合、その縮小された認定範囲に対しては、直ちに認定シンボルの使用を中止しなければなりません。
- B.3.12 登録企業は JAB が提供したシンボルの清刷の複製の保護及び漏洩防止のため、当該企業で使用の場合、また、印刷物・ウェブサイト等を作成している下請負業者が使用する場合において適切な管理を行わなければなりません。
- B.3.13.登録企業は JAB シンボルの清刷の複製を提供した下請負業者の一覧を備え、DQS が要求した場合、提示しなければなりません。

JAB 認定シンボル



B.4 一般財団法人日本情報経済社会推進協会情報マネジメント推進センター

(以下、JIPDEC) の認定シンボルの使用に関する要求事項

- B.4.1 JIPDEC シンボルの使用を許可されているお客様の適用範囲のみが下記のシンボルの使用権利を有しています。
- B.4.2 認定シンボルの作図及び色の指定
認定シンボルの作図、色等は JIPDEC の認定シンボル規定によります。
認定シンボルを印刷物に表示する場合の色は原則として下記指定色とします。
プロセスカラーの場合：(C100%+70%)
特殊印刷色の場合：(DIC220) 1 色
ホームページや電子情報に表示する場合の色指定は原則として下記とします。
WEB カラースライダで指定の場合：(003399)
RGB カラーで指定の場合：(R=000, G=051, B=153)
- B.4.3 認定シンボルを縮小または拡大して表示する場合は、寸法比を認定シンボル規定と同一としなければなりません。縮小する場合のサイズは、各部が明瞭に識別できる範囲としなければなりません。
- B.4.4 登録企業は、認定シンボルを使用する際には、JIPDEC が DQS に付与した認定番号 (ISR027) と共に表示しなければなりません。
- B.4.5 JIPDEC シンボルは説明書や販売促進資料に、登録証の範囲内の商品やサービスに関して使用できます。名刺への使用は、登録範囲内の活動を行う人に関してのみ認められます。
- B.4.6 認定シンボルは、認証された適用範囲の報告書、カタログ、説明書、宣伝広告用資料、出版物、ホームページ等に使用出来ます。この場合、認証された範囲を明記しなければなりません。
- B.4.7 認定シンボルを付した封筒などに入れる物は、認証された範囲の文書、広告、パンフレット等とします。
- B.4.8 認定シンボルは、有効期間内においてのみ使用することができます。登録の終了時にはいかなる理由であれ、企業は直ちに JIPDEC シンボルのすべての使用を中止しなければいけません。
- B.4.9 認定シンボルは製品や場所に表示してはなりません。また、製品や場所に対して適合性を示すと誤解される様な方法で表示してはなりません。
- B.4.10 登録企業は、認証された範囲を縮小した場合、縮小した範囲に関係する認定シンボルの使用を中止しなければなりません。更に認定シンボルを使用できなくなった対象者に対して名刺での使用を含め認定シンボルの使用を中止しなければなりません。
- B.4.11 DQS が、認定の一時停止期間中、及び認定を取り消された場合、登録企業は認定シンボルの使用を中止しなければなりません。
- B.4.12 登録企業は、組織の認証の一時停止期間中、及び組織が認証を取り消された場合、認定シンボルの使用を中止しなければなりません。
- B.4.13 登録企業は、組織が認定シンボルを使用できない状況になった場合、認定シンボル

に関するデータを破棄しなければなりません。

B.4.14 登録企業は、本規定に違反した場合には、DQS は認定シンボルの使用中止、登録の一時停止又は取消し、違反の公表、又は必要に応じて法的処置や他の適切な処置を講じます。

B.4.15 認定シンボルは DQS シンボルと並べて表示することが望まれます。

B.4.16 認定シンボルと DQS シンボルを並べて表示する場合、両者が同一のマネジメントシステムに基づくものであることを示す為に両者を枠で囲むことが望まれます。

JIPDEC 認定シンボル



以上